

会津大学の内部質保証の方針

2024年4月18日制定
(2025年11月1日改定)

会津大学（大学院を含む。以下同じ。）は、その内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

1 内部質保証に関する基本的考え方

会津大学は、「公立大学法人会津大学定款」「会津大学学則」及び「会津大学大学院学則」に定める目的を実現するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うとともに、その適切な水準の維持、向上を図るものとする。

2 内部質保証に係る組織

会津大学に、内部質保証の推進を総括する企画運営委員会及び教育研究等の自己点検・評価の実施を所掌する評価委員会を設置する。両委員会は、各部門・センターやその他の委員会等（以下「部門・委員会等」という。）と連携しながら、会津大学の教育研究水準の向上を図る。

3 内部質保証のための手続き

前項の内部質保証に係る組織を中心に部門・委員会等との連携のもと、PDCAサイクルにより（図参照）内部質保証の取組を推進する。その手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 企画運営委員会は、部門・委員会等と連携し、内部質保証に関する具体的な方針や取組内容等を決定する。
- (2) 部門・委員会等は、企画運営委員会の方針や取組内容等に基づき、教育研究等に取り組む。
- (3) 評価委員会は、企画運営委員会の方針や取組内容等に従い、部門・委員会等における教育研究等の進捗や成果について点検・評価を行い、課題を検証し、学長及び企画運営委員会に報告する。
- (4) 学長は点検・評価の報告を踏まえ、企画運営委員会及び部門・委員会等に対し、改善すべき事項等課題への対応を指示する。
- (5) 地方独立行政法人法第78条に定める公立大学法人の中期目標の期間における業務の実績及び学校教育法第109条に定める教育研究等の状況については、評価委員会が取りまとめの上、学長と企画運営委員会に報告する。企画運営委員会は、当該報告内容について、大学における必要な審議プロセスを経て、法人の評価室に対して報告を行う。なお、法人の評価室は、法人内の必要な審議プロセスを経て、法人としての自己点検・評価の結果を確定させる。

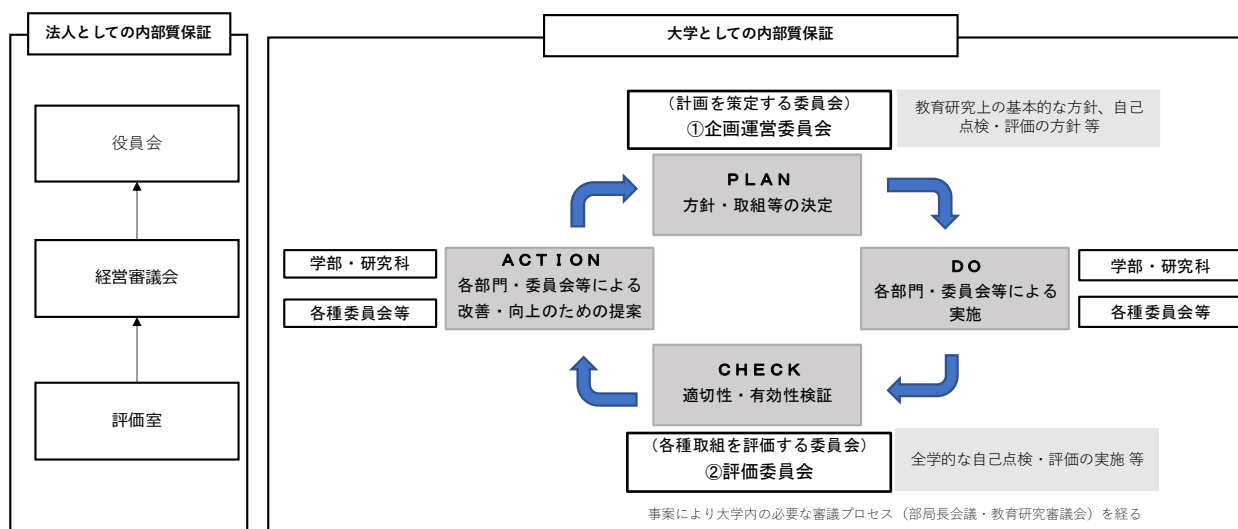


図 会津大学の内部質保証の体制

4 教育に関する方針

会津大学は、次の教育活動を実施する。

- (1) 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）の3つの方針に基づき教育活動を計画し、実施する。また、3つの方針については、継続的に点検・評価し、社会環境や政策の変化、県の方針等に応じて適時適切に見直しを行う。
- (2) 上記3つのポリシーを踏まえてシラバス、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを作成するとともに、科目の特性に応じた教育を行う。
- (3) 学生アンケート等により教育方法や教育内容、学生の学修の状況等を把握して、教育活動の検証を行う。

5 第三者による評価

会津大学の教育研究活動等について、福島県公立大学法人評価委員会や認証評価機関その他の第三者認証機関等による評価結果を反映させることにより、内部質保証のシステム及び自己点検・評価の適切性の確保を図る。

6 情報公開の推進

会津大学の教育研究活動等の社会における理解の促進を図るため、内部質保証に関する取組や成果等について積極的に情報発信する。